

第一百二十八回

参議院環境特別委員会議録第四号

(三九)

平成五年十月二十九日(金曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

十月二十七日

辞任

栗原君子君

補欠選任

清水澄子君

堀利和君

小林正君

栗森喬君

西野康雄君

竹村泰子君

石渡清元君

小野清子君

堂本暁子君

横尾和伸君

西田吉宏君

狩野安君

須藤良太郎君

野間真萬

大脇一男君

清水澄子君

堀利和君

矢田部理君

刈田貞子君

小林正君

勝木健司君

河本英典君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

十月二十八日

辞任

栗原君子君

補欠選任

清水澄子君

堀利和君

小林正君

栗森喬君

西野康雄君

竹村泰子君

石渡清元君

小野清子君

堂本暁子君

横尾和伸君

西田吉宏君

狩野安君

須藤良太郎君

野間真萬

大脇一男君

清水澄子君

堀利和君

矢田部理君

刈田貞子君

小林正君

勝木健司君

河本英典君

國務大臣	國務大臣	議者	園田博之君
政府委員	(環境庁長官)	議者	田中昭一君
環境庁長官官房	環境庁企画調整	議者	倉田栄喜君
長官	局長	議者	渡瀬憲明君
大西孝夫君	森仁美君	議者	

○有効正治君 それでは、まず提案者であります。さきがけの園田議員、社会党の田中議員、公明党的の倉田議員、そして自民党的の渡瀬議員の皆さんにお伺いいたします。

去る七月の総選挙の候補者アンケートの中でも、皆さんは次のように公約されておられます。被害者のアンケートに対する回答であります。園田議員は早期救済こそ緊急課題という問い合わせ、「お話を通りです。」「党派を越えて、早急な解決に全力を注ぐことは全く変りありません。」社会党の田中議員は早期救済こそ緊急課題との問い合わせに対して「まったくその通りであり、緊急に決着をつけるべきである。」倉田議員は「早期全面解決の為に、国は和解すべきである。」渡瀬議員は早期救済こそ緊急課題との問い合わせに対して「その通りです。一日も早く完全解決希努力めています。」と、それぞれお答えになつておられます。

被害者への思いが非常に強いことは、とりわけ熊本出身の方々ということで私も承知しております。思いを込めて決意のほどを端的にお答えいただけだと思います。それぞれよろしくお願ひいたします。

○衆議院議員(園田博之君) 適当な公約をしたつもりでございますので、全くそのとおりであります。

ただし、私は和解を実現するに当たっては、まず一つはP.P.Pの原則はどうしても守らなければなりません。つまりこのふうに理解をいたしておりまます。また、第百二十六回国会の中で、環境基本法の議論の中での水俣病問題については随分私どもとしても議論をしてきたつもりであります。当

本日の会議に付した案件

- 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 環境基本法案内閣提出、衆議院送付)
- 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹村泰子君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十七日、栗原君子君が委員を辞任され、その補欠として清水澄子君が選任されました。また、昨日、西野康雄君及び栗森喬君が委員を辞任され、その補欠として堀利和君及び小林正君が選任されました。

○委員長(竹村泰子君) 水俣病の認定業務の促進

○委員長(竹村泰子君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十七日、栗原君子君が委員を辞任され、その補欠として清水澄子君が選任されました。また、昨日、西野康雄君及び栗森喬君が委員を辞任され、その補欠として堀利和君及び小林正君が選任されました。

○委員長(竹村泰子君) 水俣病の認定業務の促進

○衆議院議員(園田博之君) 有効さんの質問にお答えをしたいんですが、アンケートでお答えをしておりでございまして、総選挙を終わりまして国会に参りまして、そのアンケートのとおりこれを速やかに実現するように全力を挙げて今頑張っています。

○衆議院議員(田中昭一君) 有効さんの質問にお答えをしたいんですが、アンケートでお答えをしておりでございまして、総選挙を終わりまして国会に参りまして、そのアンケートのとおりこれを速やかに実現するように全力を挙げて今頑張っています。

今、園田議員も御答弁されましたけれども、御承知のように水俣病が発生をしまして三十八年が経過をいたしております。被害者の方々も既にもう七十歳を超える状況にあります。御承知ですが、患者の皆さん方は今日、十日に一人は死亡する、こういう状況になつております。また、福岡高等裁判所で相当進んでいます。こういうふうに理解をいたしております。

時の林環境庁長官は、環境基本法と時を経ずしてこの問題について一定の解決を図りたいというそういう誠意のある御答弁をされておりまして、したがつて、私どもは今度の国会の中におけるこの問題の解決はそれがスタートであるべきである、

また、細川政権が誕生いたしまして、細川さんは熊本県知事時代からこの水俣病問題については随分周知のはずでございまして、和解による解決しかないということを明言された方でございますから、したがつて私どもとしては、今次臨時国会の中での一定のめどをつけるべく最大限の努力をしてまいりたい、こう思つております。

○衆議院議員(倉田栄喜君) 水俣病問題についてはともかく生きているうちに救済をという、これが実現するためにはともかく早く解決されることが必要である、そのように考えております。そして、この問題の解決は國の関与なしにはあり得ない。この問題が解決されるためには、國が関与をして解決をしていかなければならぬと考えています。また、國の関与なしで解決するということとは不可能であるし、あり得ないということを考えるならば、解決のために一つ一つ乗り越えなければならない問題をともかくクリアしていくことが必要である。そのため全力を尽くしたい、そう考えております。

○衆議院議員(渡瀬憲明君) 私は終戦後早い時期から、元大學生でもございますし、議員秘書としてこの問題に取り組んでまいりました。解決に非常に時間をかけておること、本当に心の痛む次第であります。が、当時はまだ公害という概念すら非常に希薄であった。環境庁ができるのが昭和四十五、六年だったと思いますが、したがいまして問題が出たたびに、その都度衆議院を集めながら、知恵を絞りながらやつてきた。

県債が一番の例であろうかと思いますが、中には県債はこういう問題にはならないんだといふ意見もありましたけれども、緊急避難的な知恵が出てきて今日に及んでおる。その知恵の絞り方の

一つであつたろうと思うわけがありますが、とにかく長くかかり過ぎておる。その気持ちももうだれにも負けないぐらい強く持つておるつもりであります、何とかして早くこの解決をと願う一人であります。

お話をとおりに、近年、和解の話の機運が非常に高まつてまいつておりまして、成らうことならばという気持ちでいっぱいあります。国は国で行政の根幹にかかわる問題だと、いう大きな壁があります。しかしながら、先ほどから言いますように、知恵を絞れば何か方法があるんじやないか、という気がしてなりません。そのためには、一つは地元でもまだこの和解について完全に合意があるわけじやありませんし、そういう問題の解決。あるいは本当に今度こそもうこれがおしまいであつて、これがまた紛争といいますか、がたがたの始まりになつてはいかぬ、そういう気持ちであります。病像論とかあるいは地域の問題とか、そういうこともきちんとこの際片づけなきや、せつかく和解をやる意味もないなどいう気がしてなりません。

いろいろ問題は含んでおりますけれども、気持ちは申し上げたとおりでありますて何とかして知恵を絞つて、この際完全に解決をという気持ちでいっぱいあります。

○有働正治君 それぞれ思いを込めて述べられました。私ども野党ではありますが、一致する点で力を合わせるところは力を合わせて早期解決という立場であります。そういう点で、提案者の皆さんが精力的に尽力されることを強く希望する次第であります。提案者の方、どうぞお引き取りいただきて結構でございます。

そこで、政府の方に質問したいと思います。

私は、去る十月十六日から十七日にかけまして、新潟水俣病共闘会議主催による現地調査に参加いたしました。被害者の方々から生の声を聞かされました。その声を直接ぶつけたいと強く要望が出されました。家庭が破壊されてきたたゞ、経済的にどれほど苦労してきたか、また社会

的的な差別も受けたことについて涙ながらに訴えられました。年寄りが多い、生きているうちに一日も早く死んで死んでも死に切れないと私は御紹介させていただきたいと思います。それは、熊本の被害者の方で柳迫ハツコさんという方です。きのうも東京で私お会いしました。その一つを私は御紹介させていただきたいと思っています。それは、熊本の被害者の方で柳迫ハツコさんという方です。この方はことし七十歳になられる方であります。熊本県の津奈木町に移り住まれた方であります。子供が三人おられました。昭和二十四年生まれの長女、この方について、「親の私が言うのをおかしいのですが、利発な子でした。家の手伝いもよくしてくれました」と述べておられました。長男の方は昭和二十六年に授かったんだが三歳で亡くなりました。「三歳になつても言葉が出来ませんでした。這えないし座れないし、ただ泣くだけでした。私がいつもおんぶしていました。食事も私が手づたえに与えないと自分から何も食べませんでした」。次男は昭和三十年生まれです。この方もぐあいが悪く、胎児性水俣病と認定された方で、しかし二月に亡くなられました。そして、こうおっしゃっておられます。

夫は、漁師をしていましたが、次男が生まれた直後に三十二歳で病氣で亡くなりました。

こんなふうで、本来結婚、出産、子育てと夫が実しているはずの二十代は、障害のある子を抱え、その子を亡くし、夫を亡くし、大変なことになりました。子どもは近所の叔母に預けなりました。ふり構わぬ働きました。

長女は小学五年のときから網元の手伝いに行き、弟たちの面倒も見てくれました。学校の出席もよかつたので何とかして高校に行かせたかったのですが、私には出来ませんでした。母は泣いて高校に行きたいとせがんだのです。

が、愛知県に集団就職をさせました。本当は看護婦になりましたのです。

幸い結婚し、とても理解のある男性にめぐり会ったので、幸せに過ごしています。でも体の具合は悪いようです。電話があると頭痛や手足の引きつりで苦労している様子を伝えてきます。

こう述べておられます。そして、次男につきまして、

中学を卒業すると左官の見習いに出ました。ところが手足がうまく動かないために長続きせず、自暴自棄となつた時期もあります。昭和五十五年に裁判が始まったとき、この子だけはと思い、裁判に加わらせました。

母親の実感としてこの子が船児性の水俣病と思つていただからです。

この方はことし亡くなつたわけであります。そして、こう訴えておられます。

今私の家には夫と次男を祭った仏壇があります。次男が亡くなるまでは毎日お経を上げて手を合わせていました。でも、今は手を合わせせるもののお経を上げる気持ちになりません。私が夫や子供たちに魚を食べさせたのがいけなかつたのではないかといふことがどうしても心に引っかかっているからです。

母親として何ともやるせない気持ちです。こんな気持ちは国や県のお役人やチツソの人たちはわかっているのでしょうか。

私は今、なくすものをなくし、これ以上なくすものはありません。私自身の具合もよくありません。しかし、だからこそ精いっぱい頑張つていかなければと思ひます。

こう訴えておられます。

この方は今短歌をたしなんでおられます。そして、花は好きだけれどもにおいがわからないといつう方もあります。「二つ紹介されました」「すいせんの花のにおいも知らずしてただ愛らしき花をめでつづ」そして自分の体につきまして、「手のしびれ足のひきつり頭痛して真冬にセミの鳴く声

を聞く」、こう歌つておられました。

きのうお会いして、こう話しておられました。実は自分の気持ちを広中環境庁長官に手紙として差し上げた、ところが長官からお手紙をいただいた、優しい心の長官だと大変感激しておられました。一日も早い解決のために、本当に国会の場で私の声を届けて、そして皆さん方頑張ってくださいと、そう手を私は握らされました。

そういう点で、一日も早い解決というのは先ほど提案の方々も申されました。長官として決意のほどをお聞かせいただければと思います。

るということも今言われました。

国は責任とのかわりで、行政の根幹にかかる問題だからということでよく言われます。その行政の根幹とのかわりという点で言いますと、ことし三月、熊本地裁の判決で、被告国には食品衛生法、水質保全法、工場排水規制法等の規制権限を違法に行使しなかつたことによって水俣病被害者を拡大させた責任があると明確に国の責任も述べているわけです。国は発生源であるチッソの垂れ流しに対して規制の策を適切にとらず、原因を隠すなりあるいは加害者を擁護する行為を繰り返して被害が広がってきたという歴史的経過があるわけがあります。

そういう点で、水俣病で問われているというのは一方ではもちろんチッソです。同時に国の責任ということもあるわけで、行政の根幹ということ言い逃れるということは筋が通らないのではないかといふうに考えるわけであります。

そういう点で、もとと一步前に進むべきではないかといふうに考えるわけがありますが、いかがでありますか。

○政府委員(森仁美君) ただいまのお尋ねは、国の行政の根幹にかかる問題といふのは一体どういうことなんだろうかというお尋ねではなかろうかと思います。

それで、水俣病訴訟で大変争われております点の一つといふのは、国、県に水俣病の発生拡大の防止について賠償責任があるかどうか。これはただいま有効委員のおっしゃったとおりでございます。そして、この訴訟で国、県が防止の権限を行使しなかつたことが違法である、だから損害賠償責任を有するのであるという主張に対し、国としてはそのような権限はなかつたし、またやれるることはやつてきたという主張をしておるわけでございます。

○有効正治君 国としては、旧来の態度、対応だけでは対応できないということで、行政上の責任をそれとして痛感して一定の対応をされておられます。

ありますから、国が国民の活動にどの段階であるいはどこまで介入すべきかという問題を含んでいます。

さらに、国が責任を持つべき分野を過大に広く認めらるならば過剰な規制を行わざるを得なくなるおそれすらあるということでありまして、私ども

お尋ねでございますが、御指摘になりましたように昭和五十二年に環境保健部長通知というのが出されおりましたが、この通知に基づく水俣病の訴訟という形で考えましたときに、このケースで損害賠償責任がある、なしと判断されるることは法に基づく国は行政の根幹にかかる問題、そういうとらえ方でございます。

現に、ただいまお尋ねがございました熊本地方裁判所では、このような場合には国に損害賠償責任がある、こういう御判断でございます。一方、東京地方裁判所ではこの場合には国に責任はないという御判断でございます。それから、新潟の水俣病訴訟に関します新潟地方裁判所の判断も同様に国に責任はない、こういう御判断がなされておりまして、現に下級審ではございますが、裁判所におきましてもその判断にまだ分かれが出ていること、こういう状況で大変問題が難しいということをあらわしているのではないかと思っております。

○有効正治君 問題が難しいということで先延ばしにするというのが放置できない事態にあるといふことは、先ほど提案者のお答えにもあったとおりであります。患者の救済といふ点で病像論といふのがよく言われますけれども、環境庁の被害者に対する判断基準に問題がやはりあると言えると考えます。

一九八七年三月の熊本地裁水俣病第三次訴訟第一陣判決で、水俣病が否かの判断には、被告らが主張する十年前の七七年七月一日付環境庁企画調整局環境保護部長通知のような各種症候の組み合

○政府委員(森仁美君) ちょっと医学的な問題についてお尋ねでございますから、環境保健部長に答弁をいたさせたいと思います。

○説明員(野村勝君) 水俣病の判断条件についてお尋ねでございますが、御指摘になりましたよ

うに昭和六十年に開催されました水俣病の訴訟という形で考えましたときに、このケースで損害賠償責任がある、なしと判断されるることは法に基づく國の行政の根幹にかかる問題、そういうとらえ方でございます。

現に、ただいまお尋ねがございました熊本地方裁判所では、このような場合には国に損害賠償責任がある、こういう御判断でございます。一方、東京地方裁判所ではこの場合には国に責任はないという御判断でございます。それから、新潟の水俣病訴訟に関します新潟地方裁判所の判断も同様に国に責任はない、こういう御判断がなされておりまして、現に下級審ではございますが、裁判所におきましてもその判断にまだ分かれが出ていること、こういう状況で大変問題が難しいということをあらわしているのではないかと思っております。

○有効正治君 そうかたくな態度をとるべきでないということを述べておきます。

現に、国は従来のかたくな対応だけでは対応できないと行政上の責任を痛感しているからこそ、例えば医療費や療養手当を負担した総合対策事業だとチッソに対する金融支援措置等々をとつてあるといふうに考えるわけありますけれども、その点はそういう行政上の責任を痛感しているということで対応しているということです。

○政府委員(森仁美君) 今水俣病総合対策はどういう観点からやっているのかというお尋ねと思ひます。

司法の一定の判断が出ているわけでありますか。ちよつと経緯を申し上げますと、和解で解決ができるいかという議論が提起されました平成二年十月のころに、水俣病に関する関係閣僚会議で見解といふのを取りまとめたわけでございました。その際、当時の北川環境庁長官から、国の見

質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化すること）を含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるもの）を除く。以下同じ。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

環境の恵沢の享受と繼承等)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立つており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によつて損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならぬ。

（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを目指し、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行わなければならない。

（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）

第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が

国は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国が自ら努力を生かして、及び地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（国の責務）

第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な

施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、環境の保全に関し、國の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずるばい煙、污水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となる場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要となる措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行つて講じた施策に係る報告を提出しなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制度上又は財政上の措置その他措置を講じなければならない。

（法制度上の措置等）

第十三条 政府は、環境の保全に関する施策及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況

3 前二項に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための措置を講じなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決

定があつたときは、遅滞なく、環境基本計画を

公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更につ

ては、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十号）その他の関係法律で定めるところによる。

伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第九条 国民は、基本理念にのつとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

（国民の責務）

2 前項に定めるもののほか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

3 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

4 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

5 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

6 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

7 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

8 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

9 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

10 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

11 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

12 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

13 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

14 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

15 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

16 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

17 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

18 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

19 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

20 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

21 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

22 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

23 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

24 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

25 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

26 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

27 前項に定めるもののかか、國民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第二章 環境の保全に関する基本的施策
第一節 施策の策定等に係る指針

第十四条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのつとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相

互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよ

う、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保全その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社會的条件に応じて系統的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるこ

と。
第二節 環境基本計画
第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聽いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべき事項

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決

定があつたときは、遅滞なく、環境基本計画を

公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更につ

ては、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十号）その他の関係法律で定めるところによる。

6号）その他の関係法律で定めるところによる。

第十六条	政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。
2	前項の基準が、一以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任することができる。
3	第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
4	政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に関するもの（以下「公害の防止」に関する施設計画の作成）
第十七条	内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の策定を指示するものとする。
一	現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
二	人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域
3	前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。
2	関係都道府県知事は、第一項の規定による指

2	示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
3	前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。
4	内閣総理大臣は、第一項の規定による指示及び前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。
5	内閣総理大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聽かなければならない。
（公害防止計画の達成の推進）	第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
第五節 国が講ずる環境の保全のための施設等	（国が講ずる環境の保全のための施設等）
（公害の防止等に当たっての配慮）	第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施設を策定し、及び実施するに当たっては、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
（環境影響評価の推進）	四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関して、その支障を防止するために必要な規制の措置
（環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置）	五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置
（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）	2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。
（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）	（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）
（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）	第三十二条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
（環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む））	第三十三条 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む））その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
（環境への負荷の低減に資する施設の整備）	2 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。
（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）	3 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）	4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に配慮することができるよう技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(環境の保全に関する教育、学習等)

第二十五条 国は、環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようとするため、必要な措置を講ずるものとする。

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者による回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

調査の実施

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。
(監視等の体制の整備)

情報の提供

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第三十条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受けける影響及び経済に与える惠澤を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。
(科学技術の振興)

2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他必要な措置を講ずるものとする。

第三十一条 国は、公害に係る紛争に関するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るために必要な措置を講じなければならない。

第三十二条 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るために必要な措置を講じなければならない。

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第三十三条 国は、公害に係る紛争に関するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るために必要な措置を講じなければならない。

第三十四条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動を促進を図るために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三十五条 国は、地球環境保全等に関する国際協力の実施等に当たっての配慮

2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるよう努めるものとする。

(受益者負担)

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な意見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七節 地方公共団体の施策

第三十七条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するためには國若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下この条において「公的事業主体」という。)により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生じる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものと受ける者がある場合において、その者にその

ため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八節 費用負担及び財政措置等

(原因者負担)

第三十八条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するためには國若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下この条において「公的事業主体」という。)により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生じる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものと受ける者がある場合において、その者にその

項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)

第十八条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第
五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「公害対策基本法（昭和
四十二年法律第百三十二号）第二条第一項」を
「環境基本法（平成五年法律第 号）第二
条第三項」に改める。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改
正）

第十九条 公害健康被害の補償等に関する法律
（昭和四八年法律第百十一号）の一部を次の
ように改正する。

第一条第四項中「中央公害対策審議会」を「中
央環境審議会」に、「きかなければ」を「聽か
なければ」に改める。

第二十一条第一項中「中央公害対策審議会」を「中
央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に
改める。

第二十五条第二項中「中央公害対策審議会」
を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聽
かなければ」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第三十九条第二項及び第六十三条第一項中
「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、
「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。
(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第二十条 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九
年法律第六十一号）の一部を次のように改正す
る。

第三条第一項中「公害対策基本法（昭和四十
二年法律第百三十二号）第九条第一項」を「環
境基本法（平成五年法律第 号）第十六条
第一項」に改める。
(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域
における総量の削減等に関する特別措置法の一
部改正)

第二十一条 自動車から排出される窒素酸化物の
特定地域における総量の削減等に関する特別措
置法（平成四年法律第七十号）の一部を次のよ
うに改正する。

第六条第一項中「公害対策基本法（昭和四十
二年法律第百三十二号）第九条第一項」を「環
境基本法（平成五年法律第 号）第十六条
第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第二十二条 総理府設置法（昭和二十四年法律第
百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「公害対策基本法（昭和四十
二年法律第百三十二号）」を「環境基本法（平
成五年法律第 号）」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第二十三条 環境庁設置法（昭和四十六年法律第
八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「公害対策基本法（昭和四十
二年法律第百三十二号）」を「環境基本法（平
成五年法律第 号）」に改め、同条第六号
本法第十六条第一項に、「行なう」を「行う」
に改める。

に改める。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、
第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規
定、第十条中大気汚染防止法第五条の三第二項の
改正規定、第十二条中公害防止事業費事業者負担
法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五
条中水質汚濁防止法第二十二条の改正規定並びに
第十六条中農用地の土壤の汚染防止等に関する法
律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、
環境基本法附則ただし書に規定する日から施行
する。

平成五年十一月八日印刷

平成五年十一月九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F